

## 第 95 回 人口・社会統計部会 議事録

1 日 時 平成 30 年 12 月 6 日（木）10：00～11：25

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

【委 員】

白波瀬 佐和子（部会長）、北村 行伸、嶋崎 尚子

【専門委員】

勝浦 正樹（名城大学経済学部経済学科教授）

【審議協力者】

財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、神奈川県

【調査実施者】

厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室：中村世帯統計官ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、宮内調査官ほか

4 議 題 国民生活基礎調査の変更について

5 議事録

○白波瀬部会長 おはようございます。定刻を過ぎましたので、ただ今から第 95 回人口・社会統計部会を開催いたします。お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、11 月 19 日に開催しました部会に引き続きまして、国民生活基礎調査の変更について審議を行います。

本日は、永瀬委員、黒澤専門委員のほか、審議協力者の東京都が所用により御欠席です。

それでは、審議に入る前に、本日の配布資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、資料の御確認をお願いします。

まず、資料 1 としまして、前回部会で整理・報告が求められた事項に対する調査実施者の補足説明資料ということで、「特別支援学校・特別支援学級の項目について」という一枚紙、続きまして、資料 2-1 として審査メモ、資料 2-2 として審査メモで示された論点に対する回答、資料 3 として所得票の調査項目の一部見直しの案、資料 4 として答申案たたき台、それから、参考としまして、資料 3 との関連で 11 月 12 日に別途開催されました

全国消費実態調査に係る部会の審議状況の資料を配布しております。資料について不足がありましたら、お申し出ください。以上です。

**○白波瀬部会長** ありがとうございます。審議に入る前に2点ほどお願いしたいと思えます。

1点目は、本日の審議の進め方です。まず、前回部会におきまして、委員等から再整理・追加説明を求められた事項につきまして、調査実施者の補足説明を踏まえて審議します。その後、審査メモに沿って、今回の変更計画に関する残りの論点について審議したいと思います。内容が若干盛りだくさんですけれども、よろしく御協力いただければ幸いです。

一通り審議が終了いたしましたら、前回までの審議結果を踏まえて、私と事務局で作成しました答申案の整理メモがありますので、その内容について審議したいと思います。

2点目は、本日12時までの審議を予定しておりますけれども、審議の状況によっては、予定時間を過ぎる可能性があるかと思えます。その点、御了解いただきまして、御予定がある皆様方につきましては、御退席いただいて結構です。

以上、よろしく願いいたします。

それでは、個別審議に入ります前に、11月22日開催の統計委員会で本部会の審議状況を報告いたしました際、委員から御意見がありましたので、その内容について、事務局から紹介をお願いいたします。

**○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官** それでは、先月11月22日に開催されました統計委員会で、部会長から部会の審議状況について御報告いただきました際に、委員長から御発言がありましたので、その内容について御紹介させていただきます。

委員長からは、厚生労働省において、前回答申やその審議状況を踏まえ、精度向上への取組をもっとスピード感を持って進めていけば、今回の変更において、より効果的な対応も可能であったはずであり、その点は非常に残念に思われる。一方で、今回の部会審議の結果を真摯に受け止め、取組を進めようとしている厚生労働省の姿勢、特に工程表に基づく取組を統計グループの力を合わせて推進しようとしていることは、今回の審議の成果と評価できるとの御発言がありました。以上です。

**○白波瀬部会長** ありがとうございます。ただ今の点につきましては、皆様とも認識を共有しているかと思えますので、紹介に留めさせていただきます。

それでは、資料1に基づきまして、前回部会において整理・報告が求められました事項について審議を行います。

前回部会では、教育の状況を把握する調査事項における特別支援学校・特別支援学級の選択肢を削除する計画について、昨今の障害者統計の取り巻く状況を踏まえ、これを把握することによる調査票回収率の低下や未記入率の増加などの個別の理由、強い特別な理由がない限りは、把握を継続すべきではないかとの意見があり、調査実施者に再整理を求めたところでした。

この点について、厚生労働省から追加説明をお願いいたします。

**○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官** それでは、資料1を御覧ください。

特別支援学校・特別支援学級の項目につきましては、前回の御議論を踏まえまして、再整理いたしました。調査票の案のイメージの2段目のところを御覧ください。

まず、左側の注意書きの文字の色を変え、右側の選択肢については、若干レイアウトを変えた上で、事項を復活させたいと考えています。

なお、障害者統計の充実につきましては、インクルーシブ雇用議連の提言を踏まえまして、関係省庁において今後検討していきます。この検討状況を踏まえつつ、次回の大規模調査である2022年の本調査の企画の中で、この項目の取扱いについて総合的に検討したいと考えています。以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。ただ今の御説明に対しまして、御意見・御質問のある方は、発言をお願いいたします。北村委員、何かありますか。

○北村委員 対応していただいて、ありがとうございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。この事項は、障害者統計に係る事項です。障害者統計は、公的統計の整備に関する基本的な計画においても、基本的な視点及び方針の1つとして、その充実が掲げられています。

また、今も言及がありましたけれども、障害者統計の充実に向けて、内閣府、総務省及び厚生労働省の3府省による検討が現在行われておりまして、その検討結果が2020年度には出される予定と聞いています。その結論の内容によっては、本調査にも関係する可能性があります。

これらの観点からも、本選択肢の把握は継続し、3府省の検討結果も踏まえまして、今後の対応を求めるということで再検討をお願いした次第です。

ということで、再整理していただきまして、この点につきましては、①公的統計の整備に関する基本的な計画における基本的な視点及び方針の1つとして、障害者統計の充実が掲げられていること、②本調査事項のレイアウト変更や注記の充実等により、捕捉率の向上効果が期待できること、分かりやすくなったと思います。③障害者統計の充実に向けた3府省による検討の結論が2020年度に得られる予定であることなどから、現時点での削除には疑義があると申し上げました。この上で、本調査事項について、この点について答申案に盛り込んで、この修正を反映させるということで、2022年調査の企画時までには、本調査における障害者統計の充実に向けた最終的な対応を整理・検討する必要があるとさせていただきたいと思います。

○嶋崎委員 1点よろしいでしょうか。今回、対応をお願いするということではありませんが、やはりこの選択肢を見ておきますと、特別支援学校・特別支援学級の捕捉というのが、小学校、中学校、高校の在学中はよしとして、そこを卒業した者のみの捕捉となっています。それ以降に進学した者については、その有無を聞かないこととなっていますので、今後、障害者統計の充実を考えますと、抜けていると思います。もちろん、高等教育の卒業者も多数いますので、今回での対応は結構ですけれども。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 その点も含めまして、今後、障害者統計の充実について検討しますので、その状況を見ながら、この項目をどうするかということ、次回の大規模調査までに決めたいと思っております。

○嶋崎委員 分かりました。

○白波瀬部会長 了解です。貴重な御意見ありがとうございます。この点については継続させていただき、以前からも御指摘がありましたので、議事録には入れさせていただきます。ただ、具体的なところでは、御提案のような形で整理・検討を継続していくということで進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

この点、よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、資料2-1の審査メモに沿って、残された論点について審議を行います。

始めに、審査メモ5ページの「ウ 健康食品の摂取状況を把握する調査事項の追加」について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、審査メモ5ページ、「ウ 健康食品の摂取状況を把握する調査事項の追加」についてです。

今回の変更計画では、健康票において、健康食品による健康被害の未然防止の観点から、法的措置も含めた今後の規制の見直しに当たっての基礎資料とするため、サプリメントなどの健康食品の摂取の有無を把握する調査事項を追加する計画です。

これについては、政策ニーズへの対応を図るものであり、おおむね適切と考えられますが、利活用等の観点から見て、必要かつ適切なものとなっているかなど、4つの論点を整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、厚生労働省から論点に対する回答をお願いいたします。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 資料2-2の3ページを御覧ください。「ウ 健康食品の摂取状況を把握する調査事項の追加」【健康票】の論点の1つめの『健康食品』の摂取を調査事項とする統計調査等は、これまで実施されていないのかについてです。内閣府消費者委員会事務局において、2012年に「消費者の「健康食品」の利用に関する実態調査」というアンケート調査を実施しています。

この調査では、調査会社のモニターを対象としたインターネットによるアンケートという形で、消費者の約6割が健康食品を現在利用していると回答しています。統計法に基づく調査として把握されているものはないと承知しています。

国民生活基礎調査では、この健康食品の摂取状況につきまして、性・年齢階級に加えまして、健康票で把握しております、自覚症状とか通院の有無、このような項目との関係を見たいと考えています。

次に、論点の2つ目の健康食品の範囲については、記入の仕方でもどのように示すのかということと、その法令上の整合性についてです。

記入の仕方につきましては、お配りしております別紙1を御覧ください。1ページ目が設問の項目になります。ここに「記入の仕方の35~36ページをご参照ください」として、記入の仕方へ誘導する形にしています。裏面を御覧いただきますと、健康食品に入るもの、入らないものという例示を記載して配布したいと考えています。

なお、健康食品というのは、法令上、明確に定義されておりません。この記入の仕方は、政策部局と協議を重ねた上で、このような形にしたものです。

次の論点の3つ目の健康食品の摂取の有無のみを把握することになっているが、具体的にどのような集計・分析を行うのかということと施策への利活用です。

健康食品の摂取状況は、先ほど申しあげましたように、性・年齢階級別を基本として、自覚症状や通院の有無との関係を見ることで、病気やけがなどで具合の悪いところがある者や通院している者が健康食品を使用している実態を把握したいと考えています。

厚生労働省では、いわゆる健康食品につきまして、リスクコミュニケーションを実施していきまして、調査結果は、消費者教育の検討の資料に使いたいと考えています。

論点の4つ目の利活用の観点から、調査事項の改善を図る余地がないのかについてです。今回はまず、健康食品の摂取の有無を把握したいということで、それを消費者教育の材料とする予定です。そして、今回の結果を踏まえまして、次回以降、必要に応じて、更に詳細について調査するの可否かを政策部局と相談しながら決めていくという方向です。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。ただ今の説明に対しまして、御意見・御質問がありましたら、よろしく願いいたします。勝浦専門委員。

○勝浦専門委員 ちょっとお伺いします。例示を調査票に入れることに特に反対ではないのですけれども、記入の仕方等に係る範囲については、今多く摂取されていると思われるようなものは、ぱっと出るようにされると良いのかなと思います。どんなものが健康食品として一番よく摂取されているのかは、よく分からないのですけれども、テレビコマーシャルで宣伝されているようなものなどが例示されると良いのかなという気がするのが1つです。

あと、個別の中身になって申し訳ないのですが、プロテインなんか結構飲まれていると思うのですが、プロテインは入るのか入らないのか、よく分かりません。

○中川厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室長補佐 プロテインは食品に区分されますので、健康食品には入りません。

○勝浦専門委員 分かりました。でも、プロテインは結構飲まれていると思いますので、健康食品には入らないとする例示に入れると良いのかなという気がするのが1点。もう1点は、この項目は、どのような集計、これと別の項目との集計をするのですか。クロス集計は、どういった項目と集計することをお考えなのか、お教えてください。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 新聞やテレビといったマスメディアで扱われている個別の商品がいろいろありますが、個別の商品を取り上げるのは、あまり適当ではないということで、記入の仕方にありますように、含まれているものの例という形で、錠剤とかカプセルとか粉末状のものとか、このようなものを挙げております。

それと、結果表ですけれども、別紙5を御覧ください。基本は、性・年齢階級別なのですが、それに加えて、健康票で把握しています自覚症状の有無別にその差異があるのか、それと、次のページに行きまして、通院の有無別にその差があるのかといったところを、基本的に見たいと考えています。それによって、消費者の教育をするときに、主に

どういう層をターゲットにするのかを、今回の調査結果のデータを見て検討するということです。

○勝浦専門委員 ありがとうございます。

○白波瀬部会長 よろしいですか。いかがでしょうか。

私の専門から申しますと、教育程度とか健康度とかいう階層性が高い分野についてのクロスセクション（横断面）な調査ということです。ただ今、委員からも御指摘がありましたが、厳密には揺れ動いているところもありますので、調査票に詳しく書いて、メジャーメント（測定）エラーをなくそうとするのはかなり難しいと思います。ですので、今回初めて盛り込まれますから、それはどの範囲で把握するかを最初に宣言されると良いし、その結果も政策展開するときに使えるような気がいたします。その辺りの定義とか説明を留意していただいて、今後、政策に使っていただくというのでよろしいでしょうか。

それでは、適当とさせていただきます。

続きまして、審査メモ6ページの「エ がん検診の受診状況等を把握する調査事項の変更」について、事務局から説明をお願いします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 審査メモ6ページの「エ がん検診の受診状況等を把握する調査事項の変更」についてです。

審査状況は、次の7ページからになります。今回の変更計画では、健康票において、まず平成28年2月に改正されたがん検診実施のための指針では、子宮がん（子宮頸がん）の検診及び乳がん検診は2年に1回実施することとされており、必ずしも毎年受診するとは限らないこと、また、これまでの調査結果から、傾向が把握できたことから、過去1年における子宮がん（子宮頸がん）検診及び乳がん検診の受診状況を把握する項目を削除するとともに、指針では、原則50歳以上の者を対象に、胃がん検診を2年に1回実施することとされていることを踏まえまして、過去2年間における胃がん検診の受診状況等を把握する項目を追加する計画です。

これらについては、指針における規定を踏まえて変更するものであり、おおむね適切と考えられますが、削除に伴う支障が生じないか、また、利活用等の観点からみて、必要かつ適切なものになっているかなど、7つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、調査実施者から論点に対する回答をお願いいたします。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 資料2-2の4ページを御覧ください。

論点1の「指針において、今回の変更の対象となっている「子宮がん検診」、「乳がん検診」「胃がん検診」の実施について、具体的にどのように規定されているのかと、これ以外の項目について、どのような規定になっているのかということです。今説明にもありましたけれども、子宮がん、乳がん、胃がんにつきましては、指針の改正によりまして、原則2年に1回の検診で評価しています。ただし、胃がんにつきましては、過去の経緯もありまして、当分の間、胃のエックス線検査の場合は、1年に1回実施という形でも差し支え

ないとなっています。それ以外の肺がん、大腸がんにつきましては、原則1年となっています。

次に、5ページです。過去1年間における子宮がん、乳がんの受診状況に係る結果がどうなっているのかです。下のグラフの赤い方が女性の結果で、左側が過去1年、右側が過去2年です。いずれも、年次推移を見ますと、受診率が上昇しているという状況です。

次に、6ページを御覧ください。1つは具体的な施策への利活用について、それと胃がん検診について、従来から過去1年で把握しているのですけれども、今回から過去2年もダブルで把握することについて、さらに、過去1年の胃がん検診の受診について、今後どういう方向で行くのかということです。

ページの真ん中に事項の星取り表があります。これも併せて御覧いただきたいと思えます。まず、国民生活基礎調査のがん検診の受診状況の結果につきましては、健康日本21、がん対策推進計画において、受診率の目標達成度の評価の指標という形で活用されております。

表のピンク色で塗られています子宮がん、乳がんにつきましては、過去の指針の改正に伴いまして、平成16年以降は、原則1年に1回から2年に1回と変更になったために、平成22年調査から過去2年の受診状況を把握するというので、ダブルで把握してきたということです。

今般、過去2年の受診状況につきましては、3回分のデータが蓄積されて、その推移が見られるようになり、今後、過去2年の方で評価する予定ですので、過去1年の受診状況については、削除しても差し支えないと考えています。

一方の水色の胃がん検診ですけれども、これは今回の指針の改正によりまして、今まで把握してきた過去1年と過去2年とダブルで今後把握しようと考えております。これも、乳がん等々と同じように、おおむね3回程度、過去2年の方が把握できたタイミングで1年の方はやめていくという考え方です。ただし、7ページ目の最後の段落のところを見ていただきたいのですけれども、がん検診の受診は、健康日本21やがん対策推進計画の指標の評価として利用されております。そのため、現時点でいつやめると明確にはお答えできませんけれども、おおむね3回程度分かればという感触でして、そのタイミングで政策部局と協議しまして、その取扱いについて、決めていきたいと考えています。

次に、8ページ目を御覧ください。過去1年の胃がん検診を受診している場合に、過去2年における受診状況も同様の答えになるので、負担軽減の観点から、過去1年間に胃がん検診を受診していない場合のみに、過去2年における受診状況について回答を求めるといった項目の設定の仕方を変えてはどうかという御意見です。

下に例を出してありますけれども、2年連続で胃がん検診を受診していた場合で、質問17のところ、過去1年は市町村の実施する検診を受けて、その前の1年は職場の実施する検診を受けた場合、受診の有無は、両方同じ、受けたとなりますけれども、受診の機会の回答のところ、過去1年と過去2年では、過去2年間の方が選択肢の丸が多くなる場合がありますので、有無だけ見れば、そのとおりですけれども、受診機会が重要ですので、そこは分けて把握できるようにしたいと考えています。

この項目につきましては、過去に乳がんでも同じ形で把握してきましたので、特段の支障はなかったと考えています。

次に、9ページ目、利活用の観点から改善の余地はないのかですけれども、現在の案につきましては、政策部局と国立がん研究センターの要望を取り入れて、このような項目にしていますので、十分かと思っています。以上です。

○白波瀬部会長 ただ今の御説明に対しまして、御意見・御質問はありますか。勝浦専門委員。

○勝浦専門委員 利活用についてお聞きします。検診を受ける、受けないというのは、時系列的な動きを見ることも重要だと思うのですが、もう一つは、コホートの動きも結構重要なのかなという気はしているのですが、そういったものは、集計できちんと把握できるようになるのでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 コホートというのは、同じ者だという意味でしょうか。

○勝浦専門委員 同じ出生年という意味です。

○白波瀬部会長 生まれ月でというような結果表章を行っています。

○勝浦専門委員 この世代はきちんと受けていますよとか、この世代は受けていませんよといったところです。要するに、年齢ときっちりやれば良いのですが。

○中川厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室長補佐 年齢階級別につきましては、当然、集計して公表しています。

○勝浦専門委員 ただ、3年置きの5歳階級なので、微妙にずれている。

○中川厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室長補佐 そこはどうしても同一ではないので、どうしても毎回、50代なら50代という形になりますので、厳密に言えば、当然ずれてきてしまいますけれども、例えば、今までは胃がんの感じで見ますと、男女とも50代の受診率が高いということは、結果として出ていますので、政策部局等々、情報共有しながら行っています。

○勝浦専門委員 私が言いたいのは、例えば、子宮頸がんについて、結構若い世代が受診されてないという問題が起きていますので、昭和何年とか平成何年生まれの人あまり受けてないといったことが分かると良いのではと思っています。

○中川厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室長補佐 今のところは、出生年で見ていませんので、今後の検討材料かなとは思いますが。

○勝浦専門委員 二次利用とかでやろうと思えばできますか。

○中川厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室長補佐 当然できます。研究レベルで行っていったところで、更にターゲットを絞って、施策に生かしていただく形になるのかなと思います。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 その辺りは、健康日本21やがん対策の強化のときに、有識者の先生方がいろいろこの数字を見て評価されています。その中で、例えば今、委員がおっしゃったような年齢を追いかけていく数字が必要ということであれば、政策部局からの要望で、特別集計という形でも対応できますので、そこは柔軟に対応

していきたいと思っています。

○白波瀬部会長 委員は擬似コホートを作ってくださいとまではおっしゃっていないのですね。多分、解釈のところで、実際に、医療ということは何年生まれとか、戦後、戦前というのが昔ありましたけど、そういう辺りのお話をおっしゃっています。そういうことは基礎の基礎ですから、有識者の先生の御指摘は、当然もう既にあるような気もしますけれども、結果表章のところで、何歳という形ではなくて、もうちょっと踏み込んだ形の解釈ができるようになっている。調査実施者の方から発言のあった、同じ人を追っかけてというパネルのことをおっしゃっているわけではありません。そこは基本的なところで御検討というか、見方を次に変えるというのはなかなか、この時点ではとてもと思いますが、基本ですので、たくさん表章する必要はないと思いますけれども、実際にきちんと使える表章を、先生方とも御検討されて、整理されるとよろしいかと思います。議事録として記録するということがよろしいかと思います。ありがとうございます。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御提案のように整理させていただきたいと思います。

続きまして、審査メモ8ページの「オ 5月中に利用した介護サービスの種類を把握する調査事項の変更」、及び審査メモ10ページの「カ 介護保険料所得段階を把握する調査事項の選択肢の変更」について、事務局から説明をお願いします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それではまず始めに、審査メモ8ページの「オ 5月中に利用した介護サービスの種類を把握する調査事項の変更」です。

審査状況については、9ページになります。今回の変更計画では、介護票において、調査実施年の5月中に利用した介護サービスの種類を把握する調査事項の選択肢のうち、訪問系サービス、通所系サービス、小規模多機能型サービス等に含まれる具体的なサービス内容を変更する計画です。これらについては、法令や制度の改正に伴って変更を行うものであることから、適当と考えております。

次に、審査メモ10ページの「カ 介護保険料所得段階を把握する調査事項の選択肢の変更」についてです。

今回の変更計画では、介護票において、介護が必要な者が65歳以上の場合の介護保険料所得段階を把握する調査事項の選択肢のうち、第1段階と第2段階を統合し、第1段階に変更する計画です。

これについては、法改正に伴って変更するものであり、おおむね適当と考えられますが、利活用の観点から見て、必要かつ適切なものとなっているかなど、4つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省からカの論点に対する回答をお願いします。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 それでは、資料2-2の10ページを御覧ください。介護保険料の所得段階の項目です。

論点1及び2ですけれども、介護保険料の所得段階については、具体的にどのような規

定になっているのか、所得段階の第1段階に該当する者のみを選択肢として設けている理由は何かということですか。

恐縮ですが、11 ページを御覧ください。調査票の案のイメージを3つ示しております。一番上が前回の平成28年調査の調査事項、真ん中が今回諮問時に私どもが提案させていただいたもの、それ以降、総務省の照会等を受けまして再修正をし、一番下の形にしたいと考えています。

その上で、今の論点のところ、12 ページの上の図を御覧ください。介護保険料所得段階の選択肢の変更につきましては、所得段階の規定はどうなっているのか、所得段階の第1段階に該当する者のみを選択肢と設けている理由は何かですけれども、この図にありますように、所得段階というのは、介護保険法施行令第38条第1項で、国が標準の所得段階を定めることとなっておりまして、改正前が上の段で6段階あります。改正後は9段階、下の新の方です。施行令第39条第1項の方では、市町村の事情に応じて、標準よりも多い段階を設けること、すなわち、更に細分化しても良いとなっております。

このために、質問12の選択肢につきましては、平成28年調査では5つに分けていたが、今回の制度改正に伴いまして、従来の第1段階と第2段階が統合されて、新たな第1段階になったということで、選択肢も従来の1と2を統合する変更案を当初提示しました。

その後、部会の開催に当たりまして、事務局から照会を受け、第1段階というのは、全ての市町村で第1段階となるということで間違いはないのかとの照会があり、再度、各市町村の規定を確認したところ、12 ページの一番下、点線の枠内にありますように、標準の第1段階というのは国で定めますけれども、それを自治体の方で第1段階と第2段階に細分化している例が判明しました。

このために、政策部局と再度協議をしまして、記入誤りや混乱を防ぐために、当初案の第1段階という言葉が削除し、11 ページの一番下の2019年の修正案という形で修正したいと考えています。

次に、13 ページを御覧ください。本調査事項の結果について、どのような集計・分析が行われたかと、具体的な利活用ですけれども、この項目につきましては、世帯構造とか、現在の要介護度の状況、介護サービスの費用の有無、介護サービスの費用階級とのクロス集計を行っています。これらの結果につきましては、介護保険行政の中で、保険料の標準所得段階の見直しの材料として使われています。

次の4番目の論点の利活用からみて改善の余地がないのかですけれども、先ほど変更のところ、説明しましたとおり、所得段階というのは、各市町村によって異なっていますので、大きい区分として、本人及び世帯員全員が非課税、本人が非課税、本人が課税という3つの共通の区切りというのは変わりませんので、これは適切と考えています。説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。ただ今の説明に対しまして、御意見・御質問のある方は、よろしくお願ひいたします。嶋崎委員。

○嶋崎委員 この新しい修正案の1で、世帯員全員が非課税であって、①から③に該当す

る点です。①から③のいずれかに該当するのですか。全部に該当しないというのは杞憂な  
のでしょうか。

○中川厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室長補佐 いずれかに該当すれば、選択  
肢1になります。

○嶋崎委員 あるいは、複数に該当することはあり得るのでしょうか。相互排他的なの  
でしょうか。その辺りが選択しを構造として見たときによく分かりませんでした。そんな  
ものは必要ないのですか。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 同時に複数に該当することもあります。1の人は3  
でしょうね、間違いなく。1であり2であり3の人もいると思います。全部に該当する人  
もいます。

○嶋崎委員 「いずれかに」とした方が明確ではないでしょうか。

○中川厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室長補佐 いずれかにという記載を入れ  
させていただきたいと思います。

○嶋崎委員 ありがとうございます。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。よろしいですか。若干文言を修正していただいて、  
より明確にということでした。

それでは、オの5月中に利用した介護サービスの種類を把握する調査事項の変更につい  
ては、介護保険法の改正、介護報酬改定に伴って変更するものであり、基本的に適当と整  
理させていただきます。

また、カの介護保険料所得段階を把握する調査事項の選択肢の変更については、介護保  
険法の改正に伴って変更するものであり、おおむね適当とした上で、介護保険法施行令第  
39条第1項においては、標準所得段階において、市町村の事情に応じて標準よりも多い段  
階を設けることができると規定されておりまして、第1段階を細分化している市町村も存  
在することから、報告者に漏れが生じないよう、誤解が生じないよう修正する必要がある  
ということを指摘させていただきたいと思います。文言につきましては、今、嶋崎委員か  
らの御指摘のところを最後に追加させていただいてということです。おおむね適当と整理  
させていただきたいと思います。

それでは、続きまして、審査メモ11ページの「キ 行政記録情報等の活用状況等」につ  
いて、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 資料2-1の審査メモ、11ページに  
なります。「キ 行政記録情報等の活用状況等」についてです。

公的統計の整備に関する基本的な計画では、各府省は、引き続き、統計調査の企画に当  
たって、行政記録情報等の活用可能性について事前に精査・検討し、調査事項の縮減や代  
替を図ることを求めています。このため、調査の効率化及び報告者負担の軽減の観点から、  
行政記録情報等の活用状況等を確認する論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省から論点に対する回答をお願いします。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 資料2-2の13ページを御覧ください。

効率化、負担軽減の観点から、行政記録情報等を活用して事項の縮減を行った例はあるのかということ、本調査に利用可能な行政記録情報等はあるのかということですが、過去に行政記録情報等を活用して事項の縮減を行った例はないと思っています。

また、各法令に基づいて、各地方公共団体が行っています、例えば、がん検診の実績につきましては、これは別の業務統計で把握しています。現状では、本調査において、そのように活用可能な行政記録情報等は見当たりません。

今後とも、調査の企画に当たっては、利用可能性については引き続いて検討してまいります。以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、御意見・御質問はありますでしょうか。北村委員。

○北村委員 今のお答えで理解はするのですが、長期的に考えれば、恐らく今の介護保険の利用状況とか、がん検診の実施の状況は、他の情報で得られて、恐らくマイナンバーの下にいろいろな情報が集約されてくれば、長期的には行政記録情報の活用で削減できる部分は出てくると思いますし、そうせざるを得なくなる状況が、恐らく早晚来ると思うので、検討を続けていただきたいと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。この点について、明記させていただきたいのですが、今、北村委員からもありましたように、医療関係についてはレセプトデータを始めとして、行政記録情報等の利活用については、ある意味、早くから模索はされているところだと思います。今のお答えは、確かに、それについては、恐らく現状としてはないということなのかもしれませんが、こういう点につきましても、厚生労働省で積極的に御検討いただく。どこまでが現時点で分からなくて、どういう可能性があるのかということは、こういうところで問題提起されて、課題でもって初めて対応されるよりも、積極的に行政記録情報等の利活用については、御検討を始めていただくことを要望したいと思います。よろしいでしょうか。

ですから、今何か対応をなさいということではありませんし、こういう話が出ますと、「できる」「できない」といったやりとりになってしまうのですが、この内容につきましては、繰り返しですが、行政記録情報等についての検討を恐らくどこかの段階で、かなり加速度的に進まざるを得ないのではないかとこの状況にあると思います。ですから、それについては、特に政策部局との関連の深いところですので、もちろん、厳密なことを言えば、ひも付けとか難しいなどの話にはなると思うのですが、その限界も含めて、積極的な利活用の案を研究会等で検討いただく価値は非常に高いと考えるのですが、いかがでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 この調査に限らず、行政記録情報等の活用は、政府全体としての方向性として位置づけられていますので、引き続き検討したいと思います。

もう1点としてお願いしたいのは、例えばマイナンバーの活用という話は、個別の調査

で推進するという話ではなくて、政府全体として活用する方向に持っていくという議論をしていただければと思っております。以上です。

**○白波瀬部会長** 政府全体の方針と調査実施省の状況のずれは実際あると思いますし、行政記録情報等の活用は全体の問題だから、対応の状況に合わせて対応しましょうとなるのは、やむを得ないとは思いますが。国民生活基礎調査にすぐにマイナンバーを活用せよとか、そういった議論で設定するのは難しいというのも承知していますので、部会の場で審議するつもりもありません。

ただ、繰り返しになりますけれども、健康票の個別の質問事項という点では、前のめりで御検討され始めても良いような事案は少なくないのではないかと感じております。その点では、個別に、先にマイナンバー云々とは誰も申し上げていないので、誤解があったら大変申し訳ないですが、そういうことではありません。勝浦専門委員。

**○勝浦専門委員** 部会長の意見に全く賛成で、もちろん政府全体として行政記録情報等を利用できるようにというのも分かるのですが、逆に、国民生活基礎調査は、保健所や福祉事務所を通して実施しているので、むしろ行政記録情報等は活用しやすい分野なのかなと思います。全体ではなくても、部分的には利活用できると思うので、研究会レベルでも、行政記録情報等を活用して集計したら、実査の場合とこのぐらい差があるなど、いろいろ検討はできると思います。政府全体でも、もっと行政記録情報等を使った方が良いというのを厚生労働省から発信していただけると、すごく良いのかなという気はします。

**○白波瀬部会長** 私もそう思います。それでは、ただ今の厚生労働省からの御説明も踏まえまして、この方向で整理させていただきたいと思っております。

続きまして、審査メモには含まれていないのですが、本調査と並行して部会審議を行っていただきました全国消費実態調査の審議状況を踏まえまして、厚生労働省から所得票について、当初案から調査項目の追加・変更を行いたいとして、見直し案の提出がありましたので、その内容について審議します。

それでは、資料3について、厚生労働省から説明をお願いします。

**○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官** 資料3を御覧ください。調査項目の追加・変更の理由です。現在、これまで並行で審議していただきました総務省の全国消費実態調査では、OECD基準改定によりまして、所得定義とか等価可処分所得の算出基準の見直しに対応するために、2019年調査から事項の変更を予定しております。

全国消費実態調査の部会審議の結果を踏まえまして、私どもの所得票につきましても、同様の対応ができるように、項目の追加・変更を行いたいと思っております。

具体的には、裏面を御覧ください。右側が前回の事項、左側が今回変更するものです。企業年金・個人年金等による所得は、前は1つの項目でまとまっていたけれども、分割します。

2つ目として、固定資産税を把握しておりますけれども、これを全国消費実態調査に合わせまして、固定資産税・都市計画税と自動車関係の税の2つに分けて把握することになっています。

3つ目は、支出に関してです。前回調査では、平成27年分の企業年金・個人年金等の掛

金は、従来はまとめて把握していましたが、分割して把握することとしています。

それと、新規の項目としまして、1年間の仕送り額を新規で把握するという対応をしたいと考えております。以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。ただ今の説明に対しまして、御意見・御質問はありますか。

北村委員、何かありますか。

○北村委員 これで良いと思います。ありがとうございます。

○白波瀬部会長 よろしいでしょうか。

それでは、この件につきましては、本調査項目を活用して、相対的貧困率やジニ係数等の算出に当たって推計している等価可処分所得に関するOECDの算出基準が改定され、他の世帯への仕送り金支出及び企業年金掛金、自己負担分ですけれども、これを収入から控除する算出方法に変更されたことを踏まえまして、国際比較可能性の向上等の観点から、個人年金と企業年金等に分割して把握するとともに、仕送り額についても、新たに把握するよう修正する必要があることを指摘することといたします。

また、OECDの算出基準の改定を踏まえ、我が国の場合、固定資産税、都市計画税、自動車税、軽自動車税、自動車重量税を把握するよう要請があったことから、固定資産税の課税状況を把握する調査項目に都市計画税を追加するとともに、自動車税、軽自動車税、自動車重量税を把握するよう修正する必要があることも、併せて指摘することといたします。ありがとうございました。

それでは、続きまして、資料2-1に戻りまして、審査メモ13ページの「(3)集計事項の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、審査メモ13ページの「(3)集計事項の変更」についてです。

今回の変更計画では、1つ目として、調査事項の追加・変更に伴う集計事項の追加・削除、2つ目として、集計事項の表記の変更、3つ目として、集計対象とする者の年齢の変更、4つ目として、重複する集計事項の削除を行う計画です。

これらについては、政策課題を検討する上で有効な情報を提供するとともに、広く統計利用者のニーズにも応えようとするものですから、おおむね適切と考えられますが、具体的に、どのような集計表が作成され、どのような分析が可能かなど、4つの論点を整理しております。以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省から論点に対する回答をお願いいたします。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 資料2-2の19ページを御覧ください。

論点1の調査事項の追加・削除に伴いまして、結果表の表章は、具体的にどのようなのかということと、利活用の観点からみて十分なものかということです。まず、追加される結果表は先ほど説明いたしました、健康食品の項目を追加しますので、別紙5のとおり、表を加えたいと思っています。

結果表の表章につきましては、政策部局とか有識者の意見を踏まえた上で変更しているものです。

次に、20 ページを御覧ください。論点の2つ目の「パート・アルバイトをしている者及び希望している者」、それと「主に仕事をしている者」の集計対象年齢を「35 歳未満」から「45 歳未満」に変更する理由は何か、それと、結果の継続性の観点からみて、支障はないのか、利活用の観点から十分なものかということです。

この統計表は、もともとフリーター（15 歳以上 35 歳未満）の実態を観察するために、平成 19 年から作成しています。現在では、いわゆる就職氷河期世代の実態把握の基礎資料となっております。この就職氷河期の世代の年齢が 30 代後半から 40 代前半へと移行してきたために、集計対象年齢を拡大した方が良いのではないかとという有識者の御意見を踏まえまして、これまでの 15 歳から 35 歳未満に加えて、35 歳から 45 歳未満という区分を加えるものです。

次に、21 ページ目を御覧ください。他の表との重複のために削除する所得票と貯蓄票に係る結果表の表章です。

まず、図になっていますが、所得票なのですけれども、平成 28 年の 134 表と 135 表につきましては、基本的には同じようなものなのですけれども、134 表の方が子への仕送りの有無という項目が追加でクロスされており、大きい表になっていますので、135 表の方は削除いたします。

貯蓄票につきましても、14 表と 15 表があり、15 表の方で世帯業態という項目についてクロス集計しています。15 表の方が大きい表になっていますので、14 表を削除いたします。

次に、22 ページを御覧ください。結果表変更一覧の案と結果表一覧の案に誤りがありました。申し訳ありません。私どもの単純なミスです。

そもそも、修正後と修正前とありますけれども、本来は 14 表を削除するところを、間違っって 12 表を削除という形になっておりました。その関係で、下の方にあります結果表一覧についても、12 表の方を復活し、元の 14 表が番号ずれで 13 表になりますけれども、これは削除という形になるだけです。申し訳ありませんでした。

最後の論点ですけれども、利活用の観点から改善の余地はあるのかということですが、私どもとしては、政策部局とか有識者の意見を踏まえた上で変更ということですので、以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。今の説明につきまして、御意見はありますでしょうか。勝浦専門委員。

○勝浦専門委員 確認させていただきたいのですが、年齢区分のところ、35 歳から 45 歳を追加するというのは、私も賛成です。ですけれども、35 歳未満についても別に表章するというので、時系列的には 35 歳未満のところは、きちんと把握できるということでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 そのとおりです。

○勝浦専門委員 過去について、35 歳から 45 歳を追加することはもちろんできないので、それは二次利用とかで可能ということですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 はい。

○白波瀬部会長 いかがですか。北村委員。

○北村委員 今の理由は、氷河期世代のように、特定の cohorts を置いたりするということかと思うのですが、そうすると、その区分の者がまたもうちょっと上に行けば、また上げていくという想定なのでしょうか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 今回、35歳から45歳のところを増やしたのは、就職氷河期世代がその年齢の世代になってきたので、やはりそこは見ていく価値があるのではないかと御意見を踏まえてのものになります。また10年後ぐらい、同様の形を見た方がいいということであれば、その時点でまた検討したいと思っております。

○白波瀬部会長 私は今回から区分を作っても良いのではないかとと思うのですが。あと1つ、基本的なことになりますが、「フリーター」と表現を正式な資料に用いるのですか。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 結果表章上は「フリーター」という言葉を使っておりません。いわゆる「フリーター」に該当する年齢で集計してきたということです。

○白波瀬部会長 「フリーター」という言葉については、いろいろ意見があって、できるだけニュートラルな形で表章されるのが良いでしょう。先ほどの議論に戻りますけれども、そういう意味では、出生 cohort とか、就職氷河期という、結局、まさしくそのことになりますけど、多分、「フリーター」と言われる人の年齢層も高齢層になりますから、また別の意味での状況が見えると思うのです。若年層だけではなくて、また引退期に入ってその後というか、半引退みたいな形があると思うのですが、この時点では、何で45歳未満かなというのは言いたいところはあるけれど、どうでしょう。強いこだわりがなければ、これで基本的な表章を見て、説明の部分も含めて削除されてはどうでしょうか。

若年者の非正規に伴うとか、もう少し違った表現にしてはどうでしょう。

○中村厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 そこは御指示に従います。

○白波瀬部会長 再検討していただいた方が良いでしょう。ありがとうございます。

それでは、現時点では、御提案のとおりということで、政策課題を検討するために有用な情報を提供するとともに、広く統計利用者のニーズに配慮したものとして、今回の修正については、おおむね適当であるということなのですけれども、結果表一覧に誤りも判明して修正される訳ですけれども、利用者の更なる利便性向上を図るため修正する必要があるということで指摘させていただきたいと思っております。この点よろしいでしょうか。

これで了承いたします。

それでは、国民生活基礎調査の変更については、これで一通り審議が終了しましたので、答申案の取りまとめの審議を行いたいと思っております。

手元にお配りしております整理メモは、前回までの審議結果を事務局と私の方で整理したものです。本日は、このメモを基に、これまでの審議結果を振り返っていただくとともに、本日の審議結果を含め、今後、私が中心となり、事務局と一緒に最終的に取りまとめ

を行う答申案の構成や整理の方向性について、共通認識を持って置きたいと思います。

それでは、整理メモを御覧ください。資料4のたたき台です。まず、今回の答申案の全体構成につきましては、これまで統計委員会から出されました答申の構成を踏襲したいと考えております。

1の「本調査計画の変更」につきましては、前回までの部会で御審議いただいた審査メモで取り上げた変更事項の順に、変更内容の適否を記載していますが、特段の御意見もなく、変更内容について御了解いただいた事項は適当とし、修正等の御意見をいただいたところは、「おおむね適当」とした上で、修正内容を記載する形で整理しています。また、本日御審議いただいた分については、全て「P」、保留という形で整理しています。

それでは、どなたからでも結構ですので、この答申案の構成や内容等について、御質問・御意見のある方は御発言をよろしくお願いいたします。

まず1の「本調査計画の変更」からです。このような構成でよろしいでしょうか。8ページまであります。構成のところなのですが、よろしいですか。

今日は「教育」のところで、特別支援学校・特別支援学級の継続把握について検討しましたが、こういう感じかと思います。ただ、こういう形かなという案を記載しておりますので、Pとなっておりますところについては、特にこうした書き方はやめてくださいとか、これは言い過ぎですといった御意見があればお願いします。

時間がありませんので、いろいろな場合を想定しまして対応できるように準備しておりました。Pのところはこれから案を記載しまして、委員の皆様にご確認・御意見をいただくことになるかと思っております。

前回までに、かなり集中的に議論しました5ページのところの(2)の報告を求めるために用いる方法の検討の辺りは、かなり時間をかけて丁寧に検討させていただいたものが記載されています。

集計事項の変更につきましても、今日は追加説明がありましたけれども、政策ニーズも踏まえながら、継続的に改善していただくということかと思っております。どうぞ。

○嶋崎委員 構成のことですが、4ページのキの部分は、諮問の際にはなく、追加だったことが、どこかで分かるようにしなくてよろしいのでしょうか。今日の最後に御提案がありました。

○白波瀬部会長 仕送りのところですね。

○嶋崎委員 私の理解が誤っているのかもしれませんが、キの部分は、当初のキとは変わっている訳ですよ、審査メモのキとは。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 4ページのところで、この上に書いてある「現行」とあります。ここは当初、変更する計画ではなかったもので、現行こういう順番になるとの趣旨です。「これについては」というところが、Pとなっておりますが、この部分について、本日、追加で御提案いただいた資料3の新しい修正案が入り、このように変更しなさいというイメージになります。

○嶋崎委員 そのことは分かるのですが、諮問になかったことが入るのは、よいのかということですか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 変更しないという前提での諮問でしたので、それは変更すべきでしょうと理解しております。

○嶋崎委員 キという項目がなかったという、本当に形式上のことですが。

○白波瀬部会長 キの行政記録情報等の利活用があって、そのところが抜けています。

○嶋崎委員 抜けているのです。そこでの整合性の話です。

○白波瀬部会長 御指摘ありがとうございます。行政記録情報等についての項目が抜け落ちていましたので、それについて議論させていただいたので、これを入れまして、今のキとなっている企業年金・個人年金等という所得の方、厚生労働省から御提案があって、今回追加的に変更した部分はクとして入れさせていただくという構造にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

あと、よろしいでしょうか。

○勝浦専門委員 5ページについてです。積極的なところを入れていただいて、ありがとうございました。

5ページの（2）のところの3段目、「ただし」の段落で、実施機関の意向にも留意しつつ、回収率の比較的低い地域を中心に郵送調査を一部導入すると書いてあるのですが、何となくすごく曖昧な感じで、回収率が低い地域があって、それが中心で、そのまた一部でというのが何となく、それでは、結局、どこを対象にしているのかというのが少し分かりにくいので、一部導入の一部を取っていただくとか、そういう訳にはいかないのでしょうか。狭めよう、狭めようとしている感じがします。

○白波瀬部会長 一部導入というか、調査実施者としては、基本的に、2020年調査からだったのを、一部になってしまいますけれど、頑張って前倒しで導入するという意味で一部だと思っております。

○勝浦専門委員 もちろん調査実施者のことを考えているのだと思うのですが、こだわりませんので、お任せいたします。

○白波瀬部会長 最後の行に全面導入ということがあるので、間接的に一部ということになりますから、一部は取ってしまいます。ありがとうございます。

その他、何かありますか。

○勝浦専門委員 7ページに行ってもよろしいですか。7ページに行くと2番と3番。1番の方では非常に具体的に工程表を2019年までに作成しとか、2020年末までに推計手法の見直しをすると書いてあるのですが、2番と3番については、時期は明確化されて書いていません。これは最初の大元の6ページの上から2行目に、2022年の大規模調査までということが書いてあるので、この2022年調査までに2番と3番も対応するという理解でよろしいでしょうか。あえて2番と3番のところには書かなくても良いという理解でよろしいでしょうか。

○白波瀬部会長 そうですね。作業上、こここのところで、そこまで詳細に提示するのは難しいかなという判断なのですが。

○勝浦専門委員 分かりました。

○白波瀬部会長 ですから、作業的にも同時進行ということもありますし、Aはいつまで、

Bはいつまで、Cはいつまでとそのまま行ってもらっても良いですし、可能であれば前倒しで同時に行ってもらっても良いという含みも気持ちはあります。

北村委員、何かありますか。

○北村委員 クになると思いますが、行政記録情報等の活用のところに加えられるとのことですけれども、残された課題で、部会長がおっしゃったようなことは書いておいていただきたいと思います。

○白波瀬部会長 この点については、課題のところで書かせていただきたいなと思います。最後のところです。

その前に、6ページの(2)で、勝浦専門委員からの御意見の「2020年末までに結論を得た上で」は、この表現でよろしいですか。これで生かしていただけると良いかなと思います。具体的な作業内容になると、なかなか厳しいかもしれません。最後に譲歩するつもりはないのですが、少なくとも2020年末までに結論を得た上でというか、少なくともみたいなものを入れたら、厳しいでしょうか。一応、2020年末までにとさせていただければありがたいかなと思います。

○勝浦専門委員 はい。

○白波瀬部会長 あとは今、北村委員からあった課題のところですか。課題は4で立てるというか。最終的には部会長が引き取らせていただいていいですか。北村委員。

○北村委員 はい。ただ、私が思うのは、今の統計制度改革の話も、恐らく行政記録情報等の利活用との関係も出てくると思います。そういうものを使うことができ、悉皆で情報が得られるのであれば、精度は調査による情報より上がることも考えられますので、統計手法のことで絡めても議論できるのではないかなと思います。

○白波瀬部会長 確かにそのとおりでと思うのですが、若干めり張り感があってもいいのではないかと思います。ここまで審議してきて、まずは方法のところで改善といいますか、ポスティング云々については、かなり大きな改善にもなり得ますし、特に回収率の低いところでポスティングを導入されるとのことですので、個人的には、その後、しっかりケアしていただいて、公表のときにも注意深くしていただかないと、足元をすくわれるようなことがあると、とても嫌だなと思うのですね。そこであまり前のめりになって、この段階で行政記録情報等による精度向上のことをここに入れるのは、ちょっと厳しいかなという気がいたします。

○北村委員 残された将来の課題みたいな感じで記載してはどうでしょう。2020年末までに結論を得ると言われて、いろいろ有識者で検討してくださいといったときには、そういうことも検討してほしいとするのはどうでしょうか。

○白波瀬部会長 そうですね。ですから、最後の課題のところで、最後にこう置くことの難しさもあるかもしれないし、どこかに入れ込むのですが、具体的に調査方法を変えるところの可能性の箇所に入れてしまうのは、論点としては非常に重要で、次の統計改革の肝にもなり得ることだと個人的には思います。逆に言えば、これは個別の調査についてですので、それをうまく活用していただけるような形として盛り込んだものを、メール等で案を共有させていただいて、御意見のやりとりで調整したいと思いますので、どうかよろ

しく願います。それでよろしいですか。

○北村委員 はい。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 今までの御議論を聞いていますと、6ページの上に「このため」というところがあって、以下の3点という話が出てきますから、これに、また4点目の行政記録情報等というのも合わないかもしれませんので、「このため」の次に「また」なりの言葉で、行政記録情報等の話をするにしておけば、今、北村委員がおっしゃったような全体にも絡みが出て、分かりやすくなるのかなと思います。部会長とその辺りについて御相談したいと思います。

○白波瀬部会長 委員方の御意見を聞きたいので、お忙しいとは思いますが、メールでのやりとりを、よろしく願います。よろしいでしょうか。

○北村委員 はい。

○白波瀬部会長 あといかがでしょうか。嶋崎委員、何かありますか。

○嶋崎委員 大丈夫です。

○白波瀬部会長 それでは、ペンディングとその後の宿題が多くなってしまって、大変申し訳ないのですが、答申案の構成等につきましては、全般としては御了解いただいたと整理させていただきます。ありがとうございます。

答申案につきましては、12月17日に開催の統計委員会に報告する予定とされていることもあり、本日伺った御意見を踏まえた修正や表現などは、私の方に御一任していただきたいと思っております。そのような整理とさせていただくことにします。

それでは、所要の修正を行った答申案につきまして、皆様に送付し、御確認いただいた上で、12月17日に開催予定の統計委員会に報告すべく準備を進めたいと思います。

9月の統計委員会への諮問から始まりまして、国民生活基礎調査の変更に係る審議は、これで以上になります。

4回の部会審議を経まして、予定していた論点について、全て審議を終えまして、答申案をまとめることができました。今回の部会審議においては、委員、専門委員の皆様を始め、実査を担う審議協力者の皆様からも、大変貴重な御意見を頂戴するなど、審議に御協力いただきました皆様に、私から厚く御礼申し上げる次第です。ありがとうございました。

今回の審議を踏まえまして、来年の国民生活基礎調査が円滑に実施され、また、調査の見直しが今後も計画的に継続して進められることを、私としても部会長として期待したいと思います。

それでは、部会審議はこれで終了いたします。大変ありがとうございました。